

天草市低所得妊婦の初回産科受診料支援事業

天草市では、低所得の妊婦が妊娠判定のため、産科医療機関を受診した費用の助成を行います。



●対象者は、以下のすべての要件に該当することが必要です。

- ・天草市に住所を有する人
- ・妊婦の世帯全員が住民税非課税であること（同等の所得水準である場合も含む）
- ・市が妊婦の世帯の住民税課税状況確認について同意すること
- ・産科医療機関等の関係機関と本市が必要な情報共有に同意すること

●助成対象費用

令和5年4月1日以降に妊娠判定のため、産科医療機関を受診した費用

●助成額

初回の産科受診に対し、10,000円を上限に助成します。



●申請方法（2種類あります）

（1）受診券の交付を受け、指定医療機関を受診する場合（現物給付）に必要な書類

- ・天草市初回産科受診券交付申請書
- ・妊婦の世帯全員が住民税非課税である証明書（市で課税状況が確認できない場合）

（2）産科医療機関を受診後に、助成を受ける場合（還付請求）に必要な書類

- ・天草市低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業助成申請書
- ・妊婦の世帯全員が住民税非課税である証明書（市で課税状況が確認できない場合）
- ・妊娠したことがわかる書類（医療機関発行の妊娠届等）
- ・初回産科受診料に要した費用の領収書の写し又は支払証明書

※事情により、別途書類をお願いすることがあります。

※還付請求は、受診後、1年以内に申請してください。

【問い合わせ先】

〒863-0034

天草市浄南町4-15 複合施設ここらす内

天草市こども家庭センター【母子保健機能】

電話：0969-22-0404